

教育・行政

共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

現状と課題

私たちが人権を尊重する意識や男女平等観をもつ上で、教育や学習は重要な役割を果たします。

性別による固定的な役割分担意識^{*}は、幼いときからの躰や生活習慣、教育などを通じて無意識のうちに形成されます。このため、それぞれの家庭における生活習慣や教育姿勢などが子どもの男女共同参画意識の形成に強い影響を与えることを自覚し、女性は家事を担うべきであるというこれまでの社会的慣習を見直し、男女がそれぞれの能力に応じた役割と責任を果たすことが大切です。また、性別にかかわらず子どもの自主性を尊重し自立の意識を育んでいく教育を進めることが求められています。

また、学校教育では、基本的人権の尊重や男女平等など男女共同参画意識の視点に配慮した教育活動を推進し、子どもたちが性別にかかわらずお互いの意思を尊重し、理解し合える心を育てることが重要です。

平成18年2月に実施した意識調査では、学校生活においては男女が平等であると認識している人が多い反面、学校以外の生活領域では男性の方が優遇されていると感じている人が多くなっています。また、PTA活動においては参加者の多くが女性であるのに対し、PTA会長などの役職は男性が多いなど、学校、家庭、地域での意識にズレが生じているのが現状です。

男女には、身体の構造の違いからくる差はあっても、そのことを原因とする優劣やあらかじめ決められた役割はないことを、学校、家庭、地域の教育の場でも確かめ合い、連携を深めて実践することが求められています。

一方、男女共同参画基本法^{*}が施行されて以来7年が経過し、これまで行政としても男女共同参画社会^{*}の形成のための各種施策を展開していますが、女性を優遇するための制度として捉えられることが多いほか、講演会やイベントへの男性の参加者が少ないなど、男女共同参画の必要性や真の目的、意義などが市民に浸透しているとはいえないのが現状です。

このため、行政が率先して男女共同参画の範を示すとともに、行政職員の共通認識のもと庁内の連携を密にし、あらゆる機会を捉えて男女共同参画意識の普及啓発活動を展開する必要があります。また、市民の意識高揚を図るため、男性のための家事体験や女性の能力向上など、学習機会の拡充や情報提供、関係団体とのネットワークづくりなどの環境を整備する必要があります。

基本施策

- ①家庭や地域において性別にとらわれない教育を推進します
- ア．性別にかかわらず子どもの自主性を尊重し、自立の意識を育んでいくための機会を提供します
 - イ．地域が行う男女共同参画活動を支援します
- ②教育の場で男女共同参画を推進します
- ア．男女共同参画意識の視点に配慮した教育を推進します
 - イ．教職員などへの研修機会を拡大します
 - ウ．学校、家庭、地域が連携して男女共同参画を推進します
- ③行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します
- ア．能力を公平に評価した職員採用や管理職への登用を推進します
 - イ．市職員が共通認識を持ち、連携して男女共同参画を推進します
 - ウ．男女共同参画を推進する環境整備と活動を支援します

行動計画

①家庭や地域において性別にとらわれない教育を推進します

施 策 の 内 容 と 行 動 計 画		担 当 部 署	実 施 年 度				
			H18	H19	H20	H21	H22
ア. 性別にかかわらず子どもの自主性を尊重し、自立の意識を育んでいくための機会を提供します							
*	「男女共同参画ガイドブック(仮称)」を作成し、各種講座等で活用	男女共同参画推進室		○	→	→	→
	男女共同参画の視点を取り入れた子育て情報の提供	子育て支援課		○	→	→	→
	男女の別にこだわらない家事への参加啓発	男女共同参画推進室			○	→	→

施 策 の 内 容 と 行 動 計 画		担 当 部 署	実 施 年 度				
			H18	H19	H20	H21	H22
イ. 地域が行う男女共同参画活動を支援します							
	各地区会議主催の男女共同参画に関する活動の実施	男女共同参画推進室 地域振興課			○	→	→
*	子育て支援グループへの情報提供と活動の場の提供 【子育て支援総合コーディネーター:未設置⇒設置】	子育て支援課		○	→	→	→
*	育児サークルの育成とネットワーク化 【子育て支援ネットワーク協議会:未設置⇒設置】	子育て支援課		○	→	→	→

②教育の場で男女共同参画を推進します

施 策 の 内 容 と 行 動 計 画		担 当 部 署	実 施 年 度				
			H18	H19	H20	H21	H22
ア. 男女共同参画意識の視点に配慮した教育を推進します							
	男女共同参画に配慮した生徒指導、進路指導の実施	教育指導課	○	→	→	→	→
	副読本、チラシ等の教育資料の作成と活用	男女共同参画推進室				○	→
	心身の発育段階に応じた母性の重要性の教育	保健衛生課 教育指導課	○	→	→	→	→
	性別による固定的役割分担意識*を植え付けることがないように配慮した保育の推進	子育て支援課		○	→	→	→
イ. 教職員などへの研修機会を拡大します							
	教職員に対する男女共同参画に関する研修の実施 【研修会:未実施⇒年1回】	教育指導課		○	→	→	→
	保育機関の職員に対する男女共同参画に関する研修の実施 【研修会:未実施⇒年1回】	子育て支援課 人事課		○	→	→	→
ウ. 学校、家庭、地域が連携して男女共同参画を推進します							
	学校行事や学校報を活用した児童生徒、保護者、地域住民への意識啓発の推進	教育指導課		○	→	→	→
*	PTA 活動への男性の参加と役員への女性の就任を促進 【女性 PTA 会長:2人⇒5人】	教育指導課		○	→	→	→

③行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します

施策の内容と行動計画			担当部署	実施年度				
				H18	H19	H20	H21	H22
ア. 能力を公平に評価した職員採用や管理職への登用を推進します								
	女性職員の職域の拡大と管理職への率先登用 【女性管理職(一般行政職):5人⇒7人】	人事課		○	→	→	→	
	重要会議への参加による若年職員の育成	すべての部署		○	→	→	→	
	能力開発研修の充実と研修機会の提供	人事課		○	→	→	→	
	保育士、看護師、保健師への男性の積極的な募集	人事課		○	→	→	→	
イ. 市職員が共通認識を持ち、連携して男女共同参画を推進します								
	男女共同参画の推進体制の強化	人事課	○					
	「男女共同参画市内推進委員会(仮称)」の設置	男女共同参画推進室		○				
	「男女共同参画都市」の宣言	男女共同参画推進室			○			
*	各種審議会委員の女性比率目標を40%とする 【女性比率:27.3%⇒40.0%】	すべての部署	→	→	→	→	○	
*	行政委員会の女性比率目標を20%とする 【女性比率:4.3%⇒20.0%】	すべての部署	→	→	→	→	○	
	男女共同参画研修会等への職員の積極的な参加を促進	人事課		○	→	→	→	
*	市報やホームページによる意識啓発と情報の発信	男女共同参画推進室 秘書広報課	○	→	→	→	→	
	職員対象の男女共同参画に関する意識調査の実施	男女共同参画推進室		○			○	
	男性職員の育児休業の率先取得の推進 【男性職員の育児休業取得累計者数:1人⇒3人】	人事課		○	→	→	→	
ウ. 男女共同参画を推進する環境整備と活動を支援します								
	市民による「男女共同参画懇話会(仮称)」の設置	男女共同参画推進室		○				
	地域活動団体のネットワーク化の促進	男女共同参画推進室			○	→	→	
	地域活動団体への情報提供、活動の場の提供	男女共同参画推進室		○	→	→	→	
*	男女共同参画に関する活動グループの組織化と育成支援	男女共同参画推進室 地域振興課		○	→	→	→	